

ぐんぎんネットDEローン 規定

第1条（契約の成立）

1. 借主が契約内容を表示するWeb画面上で契約内容に同意し、かつ、株式会社群馬銀行（以下「銀行」という。）が借入金を借主の返済用預金口座に入金することにより契約が成立するものとします。
2. 借主と銀行の間で契約内容等について疑義が生じた場合には、銀行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱うものとします。

第2条（借入金の入金）

1. この契約に基づく借入金は、借主がWeb画面上に借入希望日として入力した日（以下「借入希望日」という。）に返済用預金口座に入金されるものとします。
2. 前項にかかわらず、借主が、契約内容を表示するWeb画面上で契約内容に同意した日（以下「契約手続完了日」という。）の2銀行営業日後以前の日を借入希望日としていた場合は、契約手続完了日の2銀行営業日後に借入金が返済用預金口座に入金されるものとします。

第3条（元金返済額等の自動支払）

1. 借主は、元金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌銀行営業日。以下同じ。）までに毎回の元金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に、増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は、元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。損害金は、遅延している元金に対し、年14.9%（1年を365日とし、日割りで計算する）とします。

第4条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済する場合には、繰り上げ返済日の5銀行営業日前までに銀行へ通知するものとします。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。

3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済の取扱いはできません。ただし、第9条第2項による相殺はこの限りではありません。

第5条（保証会社の保証）

借主は、この契約による債務について銀行が株式会社ジャックスとの保証契約を締結することに同意します。

第6条（借入利率の変更）

この契約による債務に係る借入の利率は変更しないものとします。

ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第7条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促をしても、次の返済日までに元利金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。
 - (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明になったとき。
2. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 借主が支払いを停止したとき。
 - (3) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第8条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条もしくは第16条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第9条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の

債権とを、この契約による債務が未到来であっても、相殺することができます。

2. 前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第4条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の5銀行営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、銀行所定の払戻請求書に届出印章により記名押印して、通帳または証書とともに直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第10条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときには、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済に遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第11条（諸費用の決済口座からの自動引落としおよび支払の委任）

この契約に関し借主が負担すべき手数料その他一切の費用およびこの契約にもとづく銀行の債権を保全するために要する借主が負担すべき一切の費用については、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手なしで、銀行所定の日によりこれらの費用相当額を返済用預金口座から引落としのうえ支払うものとします。

第12条（届出事項）

1. 氏名、住所、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届け出を怠ったため、銀行が借主から最後に届け出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとします。

第13条（成年後見人等の届け出）

1. 借主について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているとき

には、借主または借主の補助人、保佐人、後見人は、その旨を書面により直ちに銀行に届け出るものとします。

2. 前項の届け出を怠ったことにより生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第14条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。

2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に直ちに報告するものとします。

第15条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、

銀行からの請求によって、借主はこの契約による債務のみならず銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

なお、借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着しましたは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。

4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 本条の規定は、この契約が完済その他の理由により終了するとしなにかかわらず、借主と銀行との間で現在締結されている契約、および将来借主が銀行との間で締結するいっさいの契約について適用されるものとします。

第17条（規定の変更）

本規定の内容を変更する場合には、あらかじめその内容および変更日を銀行所定の方法により掲示するものとし、変更日以降は変更内容により取り扱うものとします。

以 上

※最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。